

龍ヶ崎市立図書館指定管理者公募の手続開始について
みだしのことについて、次のように参加申込及び企画提案を募集する。

令和6年7月29日

龍ヶ崎市教育委員会教育長 大古 輝夫



1 業務名

龍ヶ崎市立図書館の管理運営に係る指定管理業務

2 業務概要

本業務は、本市立図書館の管理運営に関する基本協定の指定期間満了に伴い、引き続き効率的で質の高い市民サービスを提供していくことを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日までとする。

4 参加要件

指定管理者の応募申請を行えるものは、法人格を有する団体（以下「応募団体」という。）または複数の法人格を有する団体で構成される共同事業体（以下「共同事業体」という。）とする。

応募団体、共同事業体を構成するすべての団体（以下「構成団体」という。）及び共同事業体（以下、これらを総称して「応募団体等」という。）と、応募団体等の代表者及び役員等は、申請時、指定管理業務開始前及び開始後において、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 図書館における指定管理業務が応募団体等の業務に該当していること。（定款の写し、団体の規約または登記事項証明書などにより確認できること。）ただし、共同事業体の場合は、構成団体のうち一つでも該当していること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、本市の一般競争入札または指名競争入札への参加を制限されていないこと。
- (3) 納税義務がある場合は必要な申告などを行っていること、及びその場合において地方税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 市長、副市長、教育委員会委員若しくは議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準じる者、支配人または清算人となっている法人（本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）ではないこと。
- (5) 本市から入札等に係る指名停止または指名回避等の措置を受けていないこと。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に違反するとして、公正取引委員会または関係機関に認定された場合、当該認定された日から2年を経過していること。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (8) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てを行っていないこと。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びこれらに準じる団体ではないこと。
- (10) 代表者、役員、若しくはその使用人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員と、これに準じる者をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (11) 暴力団または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でないこと。

(12) 応募団体等または応募団体等の代表者若しくは役員等が、暴力団若しくは暴力団員に協力していないこと、または暴力団若しくは暴力団員を利用していないこと。

(13) 共同事業体として応募する場合は、代表団体、代表者並びに構成団体の名称とは別の共同事業体としての名称が定められていること。また、代表団体は施設運営に係る各業務を総合的に管理できる団体が担うこと。

参加申込、提出期限及び提出先等の諸手続きについては、「龍ヶ崎市立図書館指定管理者申請要領」を参照すること。

5 担当・連絡先

龍ヶ崎市教育委員会文化・生涯学習課文化学習推進グループ（担当：清水 徳安）

〒301-8611 龍ヶ崎市 3710 番地

電話 0297-64-1111（内線 228）

メールアドレス syougai@city.ryugasaki.lg.jp